

運行管理者試験問題（貨物）

（試験時間は 90 分）

平成 27 年度 第 2 回（H28 3/6 実施分）

問 1 から問 30 までについて、それぞれの設問の指示に従って解答してください。
（答えを一つだけ選ぶもの、複数選ぶもの、枠の中から選ぶもの等があります。）

I. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 一般貨物自動車運送事業者が定める事業計画の変更に関する次の記述のうち、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならないものとして正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 営業所又は荷扱所の位置の変更（貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）
2. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
3. 主たる事務所の名称及び位置
4. 営業所又は荷扱所の名称の変更

問 2 貨物自動車運送事業法に定める運行管理者等の業務についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～8）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は にその業務を行わなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うため必要な を与えなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う に従わなければならない。

1. 指導	2. 権限	3. 考慮	4. 公平
5. 誠実	6. 地位	7. 勧告	8. 尊重

問 3 次の記述のうち、運行管理者の行わなければならない業務として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、これに基づき指導及び監督を行うこと。
2. 法令の規定により設けられている休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。
3. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は、国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定する講習を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。
4. 法令に規定により、死者または負傷者（法令に掲げる傷害を受けた者）が生じた事故を引き起こした者等特定の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗務前の点呼においては、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について、運転者に対し報告を求め、及び確認しなければならない。ただし、その他の方法により当該報告事項について確認ができる場合にあっては、当該報告を求めないことができる。
2. 乗務前の点呼においては、営業所に備えるアルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの。)を用いて酒気帯びの有無を確認できる場合であっても、運転者の状態を目視等で確認しなければならない。
3. 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。
4. 乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対しては、乗務前及び乗務後の点呼の他に、当該乗務途中において少なくとも1回電話等により点呼(中間点呼)を行わなければならない。当該点呼においては、乗務する事業用自動車の法令に定める点検(日常点検)の実施又はその確認についての報告を求めなくてはならない。

問5 自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車が行進中、運転者がハンドル操作を誤り、当該事業用自動車が道路から0.6メートル下の畑に転落した。
2. 事業用自動車が行進中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していた建設用機械の上部が橋桁に衝突した。この影響で、2時間にわたり本線において鉄道車両の運転を休止させた。
3. 事業用自動車が行進中、アクセルを踏んでいるものの速度が徐々に落ち、しばらく走行したところでエンジンが停止して走行が不能となった。再度エンジンを始動させようとしたが、燃料装置の故障によりエンジンを再始動させることができず、運行ができなくなった。
4. 事業用自動車が行進中、交差点を通過するため進入したところ、交差する道路の左方から進入してきた原動機付自転車と出会い頭に衝突した。当該事故で原動機付自転車の運転者に2日間の入院及び30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。

問6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)又は事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。
2. 事業者は、乗務員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び運転者等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
3. 運転者は、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出なければならない。
4. 事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の開始及び終了の地点及び日時に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し

電話その他の方法により、当該変更の内容について適切な指示を行わなければならない。この場合、当該運転者が携行している運行指示書については、当該変更の内容を記載させることを要しない。

問7 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の事業者によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導について、やむを得ない事情がある場合を除き、初めて事業用自動車に乗務する前に実施しなければならない。
2. 事業者は、危険物を運搬する場合、その運転者に対し、消防法(昭和23年法律第186号)その他の危険物の規制に関する法令に基づき、運搬する危険物の性状を理解させるとともに、取扱い方法、積載方法及び運搬方法について、留意すべき事項を指導しなければならない。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させなければならない。
3. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合又は外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務を開始した後1ヵ月以内に実施しなければならない。
4. 事業者は、適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。)を運転者が65才に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年ごとに1回受診させなければならない。

問8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の貨物の積載等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときに偏荷重が生じないように積載するとともに、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならないとされている。この措置を講じなければならないとされる事業用自動車は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限られる。
2. 事業者は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した運転者に対し、貨物の積載状況を「乗務等の記録」に記録させなければならない。
3. 事業者は、道路法第47条第2項の規定(車両でその幅、重量、高さ、長さ、又は最小回転半径が政令で定める最高限度を超えるものは、道路を通行させてはならない。)に違反し、又は政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し道路管理者が付した条件(通行経路、通行時間等)に違反して事業用自動車を通行させることを防止するため、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。
4. 国土交通大臣は、事業者が過積載による運送を行ったことにより、貨物自動車運送事業法の規定による命令又は処分をする場合において、当該命令又は処分に係る過積載による運送が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると認められ、かつ、当該事業者に対する命令又は処分のみによっては当該過積載による運送の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該過積載による運送の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

II. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。
2. 臨時運行の許可を受けた自動車を運行の用に供する場合には、臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければならない。また、当該臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の所有者は、自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日から5日以内に永久抹消登録の申請をしなければならない。
4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

問10 道路運送車両法に定める自動車の整備命令についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき(同法第54条の2第1項に規定するときを除く。)は、当該自動車の A に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は、保安基準に適合させるために必要な B を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に C にある当該自動車の A に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

A	1. 使用者	2. 所有者
B	1. 整備	2. 点検
C	1. 適合しなくなるおそれがある状態	2. 適合しない状態

問11 自動車の検査等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合であっても、当該自動車に自動車検査証を備え付けなければ、これを運行の用に供してはならない。
2. 自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
3. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
4. 自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の起算日が表示されている。

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 停止表示器材は、夜間 200 メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。
2. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12 メートル、幅 2.5 メートル、高さ 3.9 メートルを超えてはならない。
3. 用語の定義に定める「空車状態」とは、道路運送車両が原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものの原動機には、自動車が時速 90 キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。

Ⅲ. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に定める用語の意義についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 本線車道とは、車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分を用いる。
2. 道路交通法の規定の適用については、身体障害者用の車いす、歩行補助者等又は小児用の車を通行させている者は、歩行者とする。
3. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で 5 分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
4. 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合において危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

問 14 道路交通法に定める車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両（トロリーバスを除く。）は左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。ただし、法令で定める軌道敷内を通行することができる場合であつて、路面電車の通行を妨げないときを除く。
2. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となっているときは、当該道路）に 3 以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
3. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。）は、後方から路線バス等が接近してきた場合であっても、その路線バスの正常な運行に支障を及ぼさない限り、当該車両通行帯を通行することができる。
4. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が 6 メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行

することが禁止されている場合を除く。)は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

問 15 道路交通法に定める徐行及び一時停止についての次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両（緊急自動車を除く。）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。
2. 車両等は、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な上り坂及び下り坂を通行するときは、徐行しなければならない。
3. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等を徐行して通過しなければならない。
4. 車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければならない。

問 16 車両等の運転者が道路交通法に定める規定に違反した場合等の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両等の運転者が道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは当該事業者及び に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該 を通知するものとする。

- | | | |
|---|-----------------|----------------|
| A | 1. 処分に違反 | 2. 条件に違反 |
| B | 1. 所有者 | 2. 使用者 |
| C | 1. 当該事業を監督する行政庁 | 2. 当該事業所の運行管理者 |
| D | 1. 違反の内容 | 2. 処分の理由 |

問 17 道路交通法に定める車両（軽車両を除く。以下同じ。）の積載物の積載方法、積載制限（出発地の警察署長が許可した場合を除く。）及び過積載（車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。）についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、当該車両の出発地を管轄する警察署長による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車をさせる場合等にあっては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
2. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第 57 条（乗車又は積載の制限等）第 1 項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。
3. 過積載をしている車両の運転者に対し、警察官から過積載とならないようにするため必要な応急の措置命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。）が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該自動車の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

4. 警察官は、過積載をしている車両の運転者及び使用者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするために必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

IV. 労働基準法関係

問 18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。
2. 法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法で定める基準による。
3. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
4. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法第65条(産前産後)の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。

問 19 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を含め1日について8時間を超えて、労働させてはならない。
2. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇に関する事項等法令に定める事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
3. 使用者は、その雇入れの日から起算して3ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
4. 使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。また、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運転時間は、2日(から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり を超えないものとする。
2. 連続運転時間(1回が連続 以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、 を超えないものとする。

1. 乗務開始	2. 5時間	3. 40時間	4. 10分
5. 44時間	6. 始業時刻	7. 15分	8. 4時間

問 21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
2. 使用者は、トラック運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。以下同じ。)が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限り。)においては、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ)についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は、4時間まで短縮することができるものとする。
3. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回あたり継続4時間以上、合計8時間以上でなければならないものとする。
4. トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻まで)については、原則として、休息期間として取り扱うものとする。

問 22 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	273	281	294	282	282	294	292	296	322	286	282	306	3,490 時間

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	272	292	293	294	280	287	295	300	302	291	272	318	3,496 時間

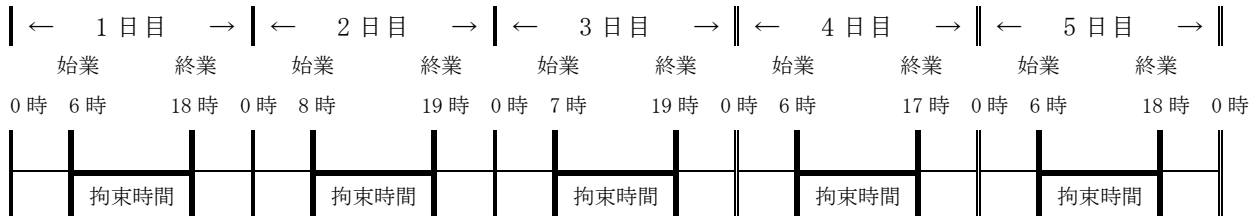
3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	286	294	289	301	262	278	299	292	314	293	294	308	3,510 時間

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	293	294	302	286	289	300	284	306	280	294	293	297	3,518 時間

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の5日間の勤務状況の例を示したものであるが、次の1~4の拘束時間のうち、「正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。



1.	1日目：12時間	2日目：12時間	3日目：12時間	4日目：11時間
2.	1日目：12時間	2日目：11時間	3日目：12時間	4日目：11時間
3.	1日目：12時間	2日目：12時間	3日目：13時間	4日目：11時間
4.	1日目：12時間	2日目：11時間	3日目：13時間	4日目：11時間

V. 実務上の知識

問 24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. A営業所の運行管理者は、所属する運転者に乗務が同社のB営業所で終了する運行を指示した。そこで、当該運転者の乗務後の点呼における酒気帯びの有無を確認するため、B営業所に設置してあるアルコール検知器(検査日時、測定値を自動的に記録できるもの。)を使用させてもらうよう依頼した。その日の乗務後点呼の際、運転者は、当該検知器による測定結果をA営業所の運行管理者に電話で報告した。その測定にはB営業所の運行管理者が立ち会った。
2. 運行管理者は、深夜の時間帯に長距離走行となる運送について交替運転者を同乗させている。出庫時から運転を開始する運転者に対する乗務前の点呼については、所属する営業所において対面により行い、出庫時から同乗する交替運転者の乗務前の点呼については、あらかじめ運転を交替する地点として指示した地点において、交替運転者が運転を開始する前にカメラ機能付き携帯電話及び車載されているアルコール検知器を使用して、健康状態、酒気帯びの有無等の報告、確認を行った。
3. 運行管理者の補助者は、乗務前点呼において、運転者が疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあると判断したが、本人から時間が経てば大丈夫との申告があったため、そのまま乗務させた。
4. 輸送の安全の確保に関する取組みが優良であると認められたA営業所(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所)に選任された運行管理者は、営業所から離れた場所にある当該営業所のB車庫から乗務を開始する運転者に対して、当該車庫に設置してある国土交通大臣が定めた機器を使用して乗務前の点呼を行っている。

問 25 緊急事態等に関する次の記述のうち、運行管理者又は事業用自動車の運転者の措置として適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 大型トラックが荷物を積載して高速道路を走行中、アクセルを踏んでも車速が上がらず徐々に減速してきて今にも停止しそうになったため、当該トラックの運転者は、やむを得ず当該トラックが停車することができる幅のある路側帯に停車させた。運転者は、昼間で視界も良好であるため非常点滅表示灯を点灯させることで十分と考え、停止表示器材の表示は行わなかった。
2. 運転者は、中型トラックで道幅の広い幹線道路を走行中、大地震が発生したのでトラックを左側の路肩に寄せ停車させ様子を見ていた。この地震により道路等が損壊し車両の通行が困難となったので、当該運転者は当該トラックを道路外に移動させてから避難しようとしたが、道路等の状況から当該トラックを適当な場所に移動させることが困難であったため、やむを得ず停車した場所にトラックを置いて避難した。避難の際、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアをロックしない状態で当該トラックから離れた。

3. 大型トラックに荷物を積載して運送中の運転者から、営業所の運行管理者に対し「現在走行している地域一帯に大雨注意報が発令されており、雨が強く降り続いて視界が悪くなってきたので一時運転を中断している。」との連絡があった。連絡を受けた運行管理者は、こちらでは何もできないと考え、運行する経路を運転者自ら判断し、また、運行することが困難な状況に至った場合は、適当な待避場所を見つけて運送の中断等を運転者自らの判断で行わせることとした。
4. 中型トラックが配送のため運転中、歩行者と接触する事故を起こし、歩行者が負傷した。当該トラックの運転者は、ただちに、救急車の出動を要請するとともに、警察署に交通事故発生を報告した。救急車が到着して歩行者を病院に搬送した後に、運転者は、通報の際警察官から事故現場を離れないと言われていたが、警察官の到着が遅れていたため、配送先が近くでありすぐに戻れると思いき、一時事故現場を離れた。運送終了後直ちに事故現場に戻り、警察官の指示に従った。

問 26 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. 飲酒は、運転に欠かせない視力、反応時間、運動機能、注意力、集中力、判断力、平衡感覚等を大きく損なわせることから飲酒による運転の影響を運転者に指導することは、事故防止対策の有効な手段となっている。
3. 指差呼称は、運転者の錯覚、誤判断、誤操作等を防止するための手段であり、信号や標識などを指で差し、その対象が持つ名称や状態を声に出して確認することをいうが、安全確認に重要な運転者の意識レベルは、個人差があるため有効な交通事故防止対策の手段となっていない。
4. 交通事故は、そのほとんどが運転者等のヒューマンエラーにより発生するものである。したがって、事故惹起運転者の社内処分及び再教育に特化した対策を講ずることが、交通事故の再発を未然に防止するには最も有効である。そのためには、発生した事故の調査や事故原因の分析よりも事故惹起運転者及び運行管理者に対する特別講習を確実に受講させる等、ヒューマンエラーの再発防止を中心とした対策に努めるべきである。

問 27 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 常習的な飲酒運転の背景には、「アルコール依存症」という病気があるといわれている。この病気は専門医による早期の治療をすることにより回復が可能とされているが、一度回復しても飲酒することにより再発することがあるため、事業者は、アルコール依存症から回復した運転者に対しても、飲酒に関する指導を行う必要がある。
2. 事業者が、自社指定の医師による定期健康診断を実施したが、一部の運転者からは、当該医師による健康診断ではなく他の医師による健康診断を受診したい旨の希望があった。そこで、自社で実施した健康診断を受診しなかった運転者には、他の医師が行う当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出するようにさせた。
3. 漫然運転や居眠り運転の原因の一つとして、睡眠時無呼吸症候群(SAS)と呼ばれている病気がある。この病気は、睡眠中に呼吸が止まる、日中の強い眠気などの症状があり、また、狭心症や心筋梗塞などの合併症を引き起こすおそれがある。このため、安全運転を続けていくためには早期の発見及び治療が重要であることから、事業者は、日頃から運転者に対し、SASの症状などについて理解させておく必要がある。
4. 自社で行った定期健康診断においては特に異常な所見がなかった運転者が、数ヵ月後に脳梗塞と診断され、病院に入院し治療を受けた。その後、退院した運転者より「完治したので乗務に戻りたい。」との申告があったことから、運行管理者は、医師から乗務に係わる意見を聴取することなく、運転者の顔色等を確認の上大丈夫と判断して、乗務させた。

問 28 自動車の走行時に働く力及び運転中の人間の視覚と視野等に関する次の記述のうち、適切でないものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車がカーブを走行するとき、自動車の重量及びカーブの半径が同一の場合には、速度が2倍

になると遠心力の大きさも2倍になることから、カーブを走行する場合の横転などの危険性について運転者に対し指導する必要がある。

2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕がないように感じ、乗用車の場合は車間距離に余裕があるように感じやすくなる。したがって、運転者に対して、運転する自動車による車間距離の見え方の違いに注意して、適正な車間距離をとるよう指導する必要がある。
3. 自動車の夜間の走行時においては、自車のライトと対向車のライトで、お互いの光が反射し合い、その間にいる歩行者や自転車が見えなくなることがあり、これを蒸発現象という。蒸発現象は暗い道路で特に起こりやすいので、夜間の走行の際には十分注意するよう運転者に対し指導する必要がある。
4. 自動車が追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になる。前の自動車と追越しをする自動車の速度差が小さい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう運転者に対し指導する必要がある。

問 29 運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり4日にわたる2人乗務による運行計画を立てた。この2人乗務を必要とした根拠についての次の1~3の下線部の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<4日にわたる運行計画>に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

<4日にわたる運行計画>

前日		当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。														
始業時刻		出庫時刻													到着時刻	終業時刻
4時		4時45分													19時15分	20時00分
1 日 目	営業所	点呼等	乗務前	運 転	荷積み	運 転	休 憩	運 転	休 憩	運 転	荷下ろし	運 転	点呼後	乗務後	(休憩)	(宿泊所)
		45分		1時間	1時30分	3時間	30分	2時間	1時間	3時間	1時30分	1時間	45分			
始業時刻		出庫時刻													到着時刻	終業時刻
6時		6時45分													19時45分	20時30分
2 日 目	宿泊施設	点呼等	乗務前	運 転	荷積み	運 転	休 憩	運 転	休 憩	運 転	荷下ろし	運 転	点呼後	乗務後	(休憩)	(宿泊所)
		45分		1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	30分	2時間	1時30分	1時間	45分			
始業時刻		出庫時刻													到着時刻	終業時刻
6時		6時45分													19時45分	20時30分
3 日 目	宿泊施設	点呼等	乗務前	運 転	荷積み	運 転	休 憩	運 転	休 憩	運 転	荷下ろし	運 転	点呼後	乗務後	(休憩)	(宿泊所)
		45分		1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	30分	2時間	1時30分	1時間	45分			
始業時刻		出庫時刻													到着時刻	終業時刻
6時		6時45分													19時45分	20時30分
4 日 目	宿泊施設	点呼等	乗務前	運 転	荷積み	運 転	休 憩	運 転	休 憩	運 転	荷下ろし	運 転	点呼後	乗務後	営業所	
		45分		30分	1時間	2時間	1時間	1時30分	5分	1時30分	20分	2時間	1時間	30分	45分	
始業時刻		出庫時刻													到着時刻	終業時刻
4時		4時45分													16時10分	16時55分

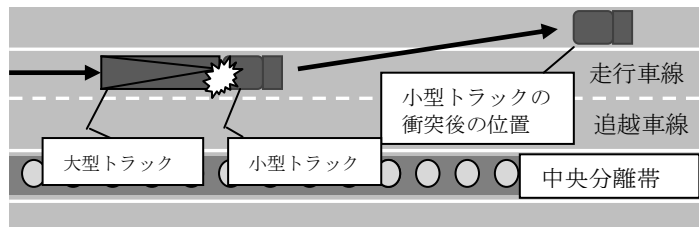
翌日 当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

1. 1人乗務とした場合、1日についての拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
2. 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
3. 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

問 30 運行管理者が、次の大型トラックの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発を防止する対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを下の枠内の選択肢（1～8）から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、＜事故の概要＞及び＜事故関連情報＞に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

＜事故の概要＞

運転者は、営業所に 21 時に出社し、運行管理者の補助者の乗務前点呼を受け、あらかじめ積置きした積載重量 8 トンの大型トラックに乗務し、配送先に向け 21 時 30 分に出庫した。最寄りの高速道路のインターチェンジまでの一般道路が渋滞しており、予定時刻より大幅に遅れて高速道路のインターチェンジに入った。当夜は濃霧であり制限速度が時速 50 キロメートルに規制されていたが、当該運転者は時速 80 キロメートルで走行していたところ、途中休憩をはさみ翌日 1 時 30 分頃に前方を走行していた小型トラックに追突し重軽傷者 2 人の事故を惹き起こした。



＜事故関連情報＞

- 当該運転者は前日が休日であり、22 時に就寝し、当日 7 時に起床した。運行管理者の補助者は、当該運転者に対する乗務前の点呼において、疲労等に問題がないことを確認していた。
- 当該運転者は、営業所を出発後、一般道路の渋滞により、大幅に到着時刻が遅れることを気にしながら運転していた。
- 当該一般道路は、頻繁に渋滞が発生しており、これまでの運行において遅延が多発していた。その状況は、運行管理者も把握していたが、当該運転者に対し指導はしていなかった。
- 事故当時、濃霧のため視界が悪く、高速道路は道路標識等により時速 50 キロメートルの速度制限が課せられていたため、当該運転者は、さらに遅延がひどくなることを心配していた。
- 当該運転者は、3 か月前に定期健康診断を受診した際、肥満及び高血圧を指摘され、精密検査の受診を勧められていたが、まだ、精密検査は受診していなかった。

＜再発防止対策＞

- ア 貨物自動車運送事業は、公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを運転者に認識させる。
- イ 運行管理者は、道路交通法令又は道路標識等により指定された最高速度を遵守して運転するだけでなく、道路、交通及び車両等の状況に応じた安全な速度と方法で運転するよう運転者に対し、指導する。
- ウ 点呼の確実な実施体制を整備する。
- エ 運行管理者は、十分な睡眠時間の確保等、勤務に影響を及ぼさない日常生活の過ごし方についても指導する。
- オ 運行管理者は、運転者に安全性の確保、事故の防止のための知識・技能を習得させるため、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、運転者に対して指導・監督を継続的、計画的に実施するとともに、事故惹起運転者等に対して特別な指導を実施する。
- カ 運行管理者は、運転者に対して、主として運行する経路における道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。
- キ 運行管理者は、運転者の健康状態を常に把握し、コミュニケーションを十分図る等により、運転者に対する指導の効果を向上させる。
- ク 運行管理者は、運行経路等の調査を十分に行い、適切な運行計画の作成を行うよう努める。

- | | |
|------------|------------|
| 1. ア・ウ・エ・カ | 2. イ・エ・カ・ク |
| 3. ア・ウ・オ・キ | 4. イ・オ・カ・ク |
| 5. ア・ウ・カ・キ | 6. イ・エ・オ・キ |
| 7. ア・エ・キ・ク | 8. イ・ウ・オ・ク |

問題番号	解答と解説	テキストページ
問 1	<p>正解 2</p> <p>1 × 貨物自動車運送事業法施行規則第 7 条第 1 項第 3 号 事後届</p> <p>2 ○ 貨物自動車運送事業法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号 事前届</p> <p>3 × 貨物自動車運送事業法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号 事後届</p> <p>4 × 貨物自動車運送事業法施行規則第 7 条第 1 項第 2 号 事後届</p>	<p>P2</p> <p>P2</p> <p>P2</p> <p>P2</p>
問 2	<p>正解 A-5 B-2 C-8 D-1</p> <p>1 貨物自動車運送事業法第 22 条第 1 項 誠実義務(業務従事)</p> <p>2 貨物自動車運送事業法第 22 条第 2 項 権限の付与</p> <p>3 貨物自動車運送事業法第 22 条第 3 項 助言の尊重及び指導に従事</p>	<p>P17</p> <p>P17</p> <p>P17</p>
問 3	<p>正解 2, 4</p> <p>1 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 20 条第 1 項第 6 号 乗務員の教育指導は行うが基本的な方針の策定は事業主の仕事</p> <p>2 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 20 条第 1 項第 2 号 運行管理者は管理のみ</p> <p>3 × 貨物自動車運送事業法第 18 条第 3 項 選任するのは事業者 第 20 条第 1 号 6 指導及び監督は運行管理者の責務</p> <p>4 ○ 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督指針第 2 章第 4 項第 1 号により特定運転者(事故惹起者)には適性診断を受診させなくてはならない。</p>	<p>P20</p> <p>P17</p> <p>P21</p> <p>P20</p>
問 4	<p>正解 2, 3</p> <p>1 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 7 条第 1 項 必ず報告しなければならない。</p> <p>2 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 7 条第 4 項 目視とアルコール検知器で確認する</p> <p>3 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 7 条第 1 項 安全性優良事業所では IT 点呼可能</p> <p>4 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 7 条第 3 項 中間点呼においては日常点検の実施又はその確認についての報告は必要ない。乗務前点呼で必要な事項である。</p>	<p>P10</p> <p>P10</p> <p>P10</p> <p>P10</p>
問 5	<p>正解 2</p> <p>1 要 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 2 号 転落は報告事項かつ速報も必要。</p> <p>2 不要 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 13 号 3 時間以上の本線の通行止めに対し事故報告を行う。この場合は 2 時間の運転休止なので報告不要である。</p> <p>3 要 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 11 号 自動車装置の故障は報告事項。</p> <p>4 要 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 3 号及び自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号 1 日以上入院かつ 30 日以上通院傷害で報告事項。</p>	<p>P23</p> <p>P24</p> <p>P23</p> <p>P23</p>
問 6	<p>正解 4</p> <p>1 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 3 条第 2 項 過労運転の防止の条件</p> <p>2 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 3 条第 3 項</p> <p>3 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 17 条第 4 項</p> <p>4 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 9 条の 2 第 2 項 必ず運転者電話等で指示し、携行している運行指示書に変更内容を記載させなくてはならない。</p>	<p>P7</p> <p>P7</p> <p>P11</p> <p>P13</p>
問 7	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 指導監督指針第 2 章指導時期第 1 項 2 号 乗務の前が原則やむを得ないとき 1 ヶ月以内</p> <p>2 ○ 指導監督指針第 1 章第 6 号 正しい</p> <p>3 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 10 条 指導監督指針第 2 章指導時期第 1 項第 1 号再度乗務する前が原則。やむを得ない場合は 1 ヶ月以内。外部の専門的指導期間は別途である。</p> <p>4 ○ 指導監督指針第 2 章適性診断の受診第 3 項高齢者は 65 歳以後 1 年以内に 1 回その後 3 年ごとに受診。</p>	<p>P15</p> <p>P20</p> <p>P15</p> <p>P15</p>
問 8	<p>正解 3, 4</p> <p>1 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 5 条 車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものでなく全ての車両が対象</p> <p>2 × 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 8 条第 1 項 6 正しくは車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上のものである。</p> <p>3 ○ 貨物自動車運送事業運輸安全規則第 10 条により指導教育する。</p>	<p>P9</p> <p>P12</p>

	4 ○ 貨物自動車運送事業安全規則第 16 条、貨物自動車運送事業法第 64 条により荷主への勧告が行われる。	P9
問 9	正解 2、4 1 × 道路運送車両法第 19 条 任意の位置ではなく見やすいところ 2 ○ 道路運送車両法第 36 条 5 日間のみ有効 3 × 道路運送車両法第 15 条 15 日以内に永久抹消すること 4 ○ 道路運送車両法第 12 条 15 日以内に所有者が変更登録をすること	P27 P27 P26 P26
問 10	正解 A-1 B-1 C-2 車両法第 54 条 使用者に対し整備が適合しない状態の車は保安基準に適合させるように整備命令を発する。	P30
問 11	正解 3 1 × 施行規則第 94 条の 5 第 11 項 車検証がなくても運行可能 2 × 道路運送車両法第 67 条 15 日以内に変更すること 3 ○ 道路運送車両法第 61 条の 2 第 1 項 4 × 道路運送車両法第 66 条 3 検査標章は有効期間の満了する時期が表示されている。	P27 P26 P27 P27
問 12	正解 2 1 ○ 保安基準第 43 条の 4 停止表示器材は 200 メートル 2 × 高さは 3.8 メートルを超えてはならない。 3 ○ 保安基準第 1 条第 1 項第 6 号 4 ○ 速度抑制装置の技術基準告示 166 条別添 1	P36 P31 P31 P33
問 13	正解 1 1 × 道路交通法第 2 条第 1 項第 3 の 2 号 本線車道とは高速自動車国道又は自動車専用道路の本線車線により構成する車道をいう。 2 ○ 道路交通法第 2 条第 3 項第 1 号 3 ○ 道路交通法第 2 条第 1 項第 2 号 4 ○ 道路交通法第 2 条第 1 項第 22 号	P38 P39 P39
問 14	正解 3 1 ○ 道路交通法第 21 条第 1 項 正しい。 2 ○ 道路交通法第 20 条第 1 項 正しい。 3 × 道路交通法第 20 条の 2 後方から路線バスが接近した場合、通行禁止であり速やかに外に出ること。 4 ○ 道路交通法第 17 条第 5 項第 4 号 正しい。	P41
問 15	正解 2、3 1 ○ 道路交通法第 40 条 緊急車両を優先し、一時停止し、進路を妨げないこと。 2 × 道路交通法第 42 条第 1 項第 2 号 勾配の急な上り坂は該当しない 3 × 道路交通法第 38 条 歩行者の直前で一時停止し、かつ通行を妨げないこと。 4 ○ 道路交通法第 37 条の 2 第 2 項 環状交差点に入ろうとするときは徐行しなければならない。	P43 P44
問 16	正解 A-1 B-2 C-1 D-1 道路交通法第 108 条の 34 道路交通法における使用者とは事業主であることに注意	P53
問 17	正解 4 1 ○ 道路交通法第 57 条第 1 項 出発地の警察署長の許可があれば過積載も可能。 2 ○ 道路交通法第 75 条第 1 項 自動車の使用者の義務 3 ○ 道路交通法第 58 条の 4 公安委員会の使用者に対する指導 4 × 道路交通法第 58 条の 3 第 1 項 <u>運転者及び使用者</u> に対してではなく、 <u>運転者</u> に対してだけ緊急措置命令をする。	P47 P48 P40 P48

問 18	<p>正解 1</p> <p>1 × 労働基準法第 12 条第 1 項 その期間の<u>総日数</u>で割ること。</p> <p>2 ○ 労働基準法第 13 条 部分的に無効となり、その部分は法に基づく。</p> <p>3 ○ 労働基準法第 15 条 労働者は即時に労働契約を解除できる。</p> <p>4 ○ 労働基準法第 19 条、65 条</p>	<p>P58</p> <p>P64</p> <p>P60</p> <p>P60</p>
問 19	<p>正解 2、4</p> <p>1 × 労働基準法第 32 条 休憩時間を<u>除き</u>、1 日について 8 時間を超えない。</p> <p>2 ○ 労働基準法第 89 条 常時 10 人以上の労働者を使用する場合</p> <p>3 × 労働基準法第 39 条 雇入日より 6 カ月以上継続勤務</p> <p>4 ○ 労働基準法第 65 条 正しい。</p>	<p>P57</p> <p>P63</p> <p>P58</p> <p>P64</p>
問 20	<p>正解 A-6 B-5 C-4 D-8</p> <p>自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準第 4 条第 1 項 4 号、5 号</p>	P68
問 21	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 4 条第 2 項</p> <p>2 ○ 自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 4 条第 3 項 2 人乗務の特例</p> <p>3 × 分割休息 継続 8 時間以上休息期間を与えることが不可能な場合は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上合計 <u>10 時間以上</u>でなくてはならない。</p> <p>4 ○ トラック運転者のフェリー乗船時間は原則、休息期間として取り扱う。</p>	<p>P66</p> <p>P68</p> <p>P68</p> <p>P68</p>
問 22	<p>正解 2、3</p> <p>自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 4 条第 1 項第 1 号 拘束時間は、1 カ月について 293 時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 カ月まででは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。</p> <p>1 × 12 月が 322 時間となっており、320 時間を超えている。</p> <p>2 ○ 293 時間を超えるのは 7 月(294 時間)、10 月(295 時間)、11 月(300 時間)、12 月(302 時間)、3 月(318 時間)の 5 回でいずれも 320 時間を超えていないため、改善基準に適合している。</p> <p>3 ○ 293 時間を超えるのは 5 月(294 時間)、7 月(301 時間)、10 月(299 時間)、12 月(314 時間)、2 月(294 時間)、3 月(308 時間)の 6 回でいずれも 320 時間を超えていないため、改善基準に適合している。</p> <p>4 × 293 時間を超えるのは 5 月、6 月、9 月、11 月、1 月、3 月の 6 回でいずれも 320 時間を超えていないが、1 年間の合計が 3,518 時間となっており、3,516 時間を超えているので改善基準に適合していない。</p>	
問 23	<p>正解 3</p> <p>始業時刻から 24 時間を拘束時間の 1 日として計算するため、翌日の出勤が早くなっている場合には、重複時間として早くなった時間を前日にも加算すること。</p>	P66
問 24	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 正しい。B の運行管理者による立会いは行われているが、あくまで A の運行管理者の指示のもとに点呼を行うこと。</p> <p>2 × 同乗する交替運転者の点呼は必ず最初に乗務する運転者と同時に行うこと。</p> <p>3 × 運転者が疾病、疲労、その他の理由により安全な運転ができないおそれがある場合は絶対に乗務させない。</p> <p>4 ○ G マーク取得営業所においては対面点呼ではなくインターネット点呼を行うことが可能。</p>	<p>P74</p> <p>P74</p> <p>P74</p> <p>P77</p>
問 25	<p>正解 1-不適 2-適 3-不適 4-不適</p> <p>1 不適 後方からくる自動車が追突する恐れがあるため停止表示器材を車両後方に設置しなければならない。</p> <p>2 適 地震発生時の対応として正しい。</p> <p>3 不適 非常事態の時の判断は運転者にさせてはならず必ず運行管理者又は事業主がする。</p> <p>4 不適 警察官の指示に必ず従い、現場を離れないこと。</p>	<p>P81</p> <p>P82</p> <p>P20</p> <p>P82</p>

問 26	<p>正解 2</p> <p>1 × 運転者としての適否を判断するのではなく態度や性格に応じた改善指導するためのものである。</p> <p>2 ○ 飲酒運転は絶対に禁止すべきもので、指導をすることが有効である。</p> <p>3 × 口に出し指をさすことにより、事故防止の有効な手段となる。</p> <p>4 × 交通時の大半は認知と判断のミスである。そのためにも事故の調査や事故原因の分析をしっかりと行いその上で再発防止の指導をすべきである。</p>	P14 P84 P84 P72																																								
問 27	<p>正解 1-適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 適 アルコール依存症は再発性が強いいためきめ細かい指導がいる。</p> <p>2 適 定期健康診断は検査事項を同等とする他の病院での受診可能。</p> <p>3 適 正しい。SASも健康指導の重要な項目の1つである。</p> <p>4 不適 必ず医師の所見を必要とする。</p>	P84 P83 P83 P74																																								
問 28	<p>正解 1、2</p> <p>1 × 遠心力は速度の2乗に比例する。</p> <p>2 × 逆である。距離が同じ場合、大型車の方が車間距離に余裕があるように感じるので注意が必要である。</p> <p>3 ○ 蒸発現象として注意すること。</p> <p>4 ○ 正しい。</p>	P73 P78 P72 P79																																								
問 29	<p>正解 1、3</p> <p>4時 20時 6時 20時30分 6時 20時30分 4時 16時55分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日目</th> <th></th> <th>2日目</th> <th></th> <th>3日目</th> <th></th> <th>4日目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拘束時間</td> <td>16時間</td> <td></td> <td>14.5時間</td> <td></td> <td>14.5時間+2時間 【違反】</td> <td></td> <td>12時間55分</td> </tr> <tr> <td>休息期間</td> <td></td> <td>10時間</td> <td></td> <td>9.5時間</td> <td></td> <td>7.5時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転時間</td> <td>10時間</td> <td></td> <td>9時間</td> <td></td> <td>9時間</td> <td></td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>連続運転</td> <td>違反なし</td> <td></td> <td>違反なし</td> <td></td> <td>違反なし</td> <td></td> <td>【違反】</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 3日目の拘束時間が、$14.5+2=16.5$時間となり、最大限度の16時間を超えるので改善基準に違反している。</p> <p>2. 2日目と特定日とすると、$(10+9)\div2=9.5$ $(9+9)\div2=9$ となり、片方だけが9時間を超えている。 3日目と特定日とすると、$(9+9)\div2=9$ $(9+8)\div2=8.5$ となり、両方とも9時間を超えていない。 よって、違反していない。</p> <p>3. 5分の休憩は休憩とみなされない。 4日目、<u>運転1時間30分→休憩5分→運転1時間30分→休憩20分→運転2時間</u>の部分が連続運転時間の違反に該当する。</p>		1日目		2日目		3日目		4日目	拘束時間	16時間		14.5時間		14.5時間+2時間 【違反】		12時間55分	休息期間		10時間		9.5時間		7.5時間		運転時間	10時間		9時間		9時間		8時間	連続運転	違反なし		違反なし		違反なし		【違反】	P69 P67
	1日目		2日目		3日目		4日目																																			
拘束時間	16時間		14.5時間		14.5時間+2時間 【違反】		12時間55分																																			
休息期間		10時間		9.5時間		7.5時間																																				
運転時間	10時間		9時間		9時間		8時間																																			
連続運転	違反なし		違反なし		違反なし		【違反】																																			
問 30	<p>正解 4</p> <p>直接的に再発防止につながるものを考える。</p> <p>ア × 公共性、社会的使命は直接関係ない。</p> <p>イ ○ 制限速度を過ぎているので指導が必要。</p> <p>ウ × 点呼は対面で確実にやっている。</p> <p>エ × 睡眠時間は十分に確保している。</p> <p>オ ○ 事故防止の指導監督を継続的かつ計画的に行うことは直接的に有効である。</p> <p>カ ○ 渋滞や事故の多い場所を指導する必要がある。</p> <p>キ × 健康状態を常に把握する必要があるが、高血圧や肥満に関しては直接関係ない。</p> <p>ク ○ 渋滞の頻発場所ということも考慮し、適切な調査や運行計画を十分に作成する。</p>	P24																																								